



青葉の森公園ボランティア活動要項

令和7年3月改訂

1 公園ボランティアの目的

青葉の森公園をより美しく親しみやすい公園としていくため、指定管理者が広く県民からボランティアを募集し、管理をお手伝いいただき、園内の維持管理や公園の魅力の創出等を推進していくものです。

『みんなで創り・育み・運営する公園づくり』

2 活動内容・活動期間・活動日

- 活動期間：4月1日～翌年3月のボランティア報告会開催日まで
- 活動日・時間： ※ABCコースについては別紙スケジュール表参照

コース		主な活動内容	活動日（詳細別紙）
A	花壇コース	花壇の手入れ（除草、花がら摘み）等	木曜日 午前9時～正午（不定期開催）
B	樹木コース	園内の樹木管理、整枝剪定、刈込、ラベルの取付等	水曜日 午前9時～正午（不定期開催）
C	除草・清掃コース	園内の清掃、除草、落葉掃き等	土曜日 午前9時～正午（不定期開催）
D	施設修繕コース	ベンチ塗装・園路舗装修繕 など	年2回程度（不定期開催） *別途募集
E	クリーンアップ	園内清掃、植栽の手入れ など	年数回（不定期開催） *別途募集
F	プレーパーク	子どもたちの遊びの見守り、サポート	偶数月の第3土曜日*8月除く 10～15時 *別途要項有
G	イベント	公園主催のイベント運営サポート	春・秋（予定）*別途募集
H	企業・団体 ボランティア	園内の清掃、植栽の手入れや植樹活動、 公園運営補助（イベント運営等）など	*別途要項有 *別途要相談

※ 活動内容は公園管理方針に沿ったものとし、管理事務所と参加者との話し合いにより決定します。

※B,Cコースは雨天時は原則中止。Aコースは翌日の同時刻に活動を行います。

判断が難しい場合は開催の有無をお電話にてご確認ください。（問合せ開始時間：8時30分～）

3 参加条件等

- 公募型の無償ボランティアです。決められたスケジュールの中で『できるときに、できること』を活動していただきます。ご都合のよい時にご参加ください。
- 活動を行うための体力に自信のある方で、（持病をお持ちの方は医師等に活動に参加することを止められていない方等）目的を理解し、ルールを遵守していただける方ならば、どなたでも参加でき、資格経験等は必要ありません。
- 未成年の方は保護者の同意が必要です。別紙参加同意書をご提出ください。保護者の方に確認のご連絡をする場合がございます。
- 年度登録制です。初回の活動前にガイダンスを受講した後に、活動に参加していただきます。

4 服装・持ち物

活動しやすい服装、靴（必要に応じて長靴等）、帽子、手袋、その他活動に必要な消耗品、飲み物

- 気温が高い時期も長袖長ズボンとし、熱中症予防のため通気性の良い服装にしてください。
- 貴重品のお預かりはできません。各自で管理をお願いします。
- 活動に必要な道具（剪定鋏、ほうき等）は貸出します。私物は保管できません。

5 活動の進め方 (A・B・C コースについて／他コースは別途ご案内)

- 活動当日に公園センター2階小会議室に集合し、参加名簿に出席記入と腕章、名札をつけてください。
- 活動前に作業当日の活動内容や具体的な作業の進め方をご説明します。また、技術・安全指導は公園管理事務所が指定したボランティアコーディネーターが行います。

6 注意事項 ※ 必ずご確認ください！

- ① 安全衛生管理について、登録者各自の自己管理・自己責任で行ってください。
各自怪我のないよう十分に留意し、無理のない範囲で活動を行ってください。
安全に活動を行うためコーディネーターが厳しく注意させていただく場合もございます。その際は指示に従っていただきますようお願いいたします。
 - 初夏～秋の期間は熱中症に十分お気を付けください。
 - 三脚等を使用する場合は、安全指導を受けてください。(作業はヘルメット着用のこと)
 - 初夏～秋にかけて、スズメバチやアシナガバチ等危険な蜂が多く発生します。蜂毒アレルギーのある方や過去に刺された事のある方は蜂に刺される恐れのある作業には参加しないでください。)
 - その他、管理事務所側が配慮すべき持病等がある方は「健康状態等申出書」にご記入の上、事前にお申し出ください。(ご家族等に活動に参加していることを事前にお伝えください。)
- ② 活動は団体で行います。単独行動や指示されていない活動をしないでください。
- ③ 活動中はボランティア活動者をわかるよう腕章、名札を必ず着用してください。(ABC コース)
- ④ 公園内は多くの利用者がいらっしゃいます。公園利用者の安全も十分に配慮してください。
- ⑤ Bコースに参加の方は別紙「安全対策のお願い」をご確認の上ご参加ください。
- ⑥ 体調不良の際、またその他の理由で活動場所から離れる場合、途中で帰宅する場合は必ずコーディネーターにお申し出ください。
- ⑦ 活動にあたっては、条例により禁止されている事項を遵守し、公共の利益に反する行為、危険な行為、他人に迷惑となる行為はしないようお願いいたします。
- ⑧ 道具類は共有物です。使用後は手入れをお願いいたします。
- ⑨ 公園ボランティア活動はグループ活動です。互いに協力し、互いを思いあって活動しましょう。

公園への思いやり、利用者への思いやり、一緒に働く仲間への思いやりを!!

7 その他

- 個人登録の場合は、万一の事故に備えて、公園側で保険に加入します。(往復途上の補償対象外。)
 - 車で来園される場合は有料駐車場をご利用ください。(台数に限りあり。)
- 活動日に活動に参加された方のみ無料処理をします。管理事務所に駐車券をお持ち下さい。

【問合せ】

千葉県立青葉の森公園指定管理者 青葉の森みどりの公園グループ
青葉の森公園管理事務所 TEL 043-208-1500 (8:30~17:00)

公園ボランティア B コースの皆さんへ 安全対策のお願い

～ 事故から身を守るのは自分自身です ～

令和 7 年 3 月

体調管理について

- ① 休息、水分補給を十分行ってください。自己責任において体調管理を行ってください。
- ② 熱中症対策、怪我の防止等に考慮し、作業中は帽子と長袖の着用してください。手袋や履物については必要に応じ、各自の判断で安全なものを使用してください。
- ③ 作業内容や、現場の状況によって、参加者自身及び来園者の安全に十分配慮した対応を行ってください。無理な作業は行わないようにお願いいたします。

作業機械等の使用について

- ④ 脚立を利用する作業は、足場の安定した場所で、かつ高さが2メートル未満に限ります。その際、必ずヘルメット（公園で用意）を着用してください。また脚立の周辺の参加者は落下物等に注意してください。
- ⑤ 刈払機、チェーンソー、ヘッジトリマーはコーディネーター以外使用できません。その他の道具類（ハサミ等）については、コーディネーターによる安全指導のもとで使用してください。
- ⑥ コーディネーターが機械類を使用している間、参加者は5メートル以上離れてください。
- ⑦ 小型運搬車については、コーディネーターによる推薦者の中から管理事務所が選任し、安全教育を受けた方に限り使用を認めます。ただし、使用は必要最小限とし1日2台までとします。活動開始時にその日の使用者を決め、「作業機械貸出簿」に氏名等を記入し、コーディネーターが事務所へ提出してください。なお、安全教育は管理事務所が指名した者が行います。
- ⑧ 2トンパッカー車積み込みのボタン操作は、原則コーディネーターが行います。ただし、やむを得ない場合は、コーディネーターが当日ボタン操作する者を任命し、安全指導を行った上で行っていただきます。鍵の管理や車両の操作はできません。
- ⑨ ブローワーの使用については、やむを得ない場合に使用し、使用する場合は周囲への配慮をしてください。（ホコリや小石の飛散に注意）

作業中の注意

- ⑩ 来園者の皆様が優先となります。道具の置き方や休憩の取り方にもご配慮ください。
- ⑪ 来園者安全に十分配慮して活動内容を決定します。園内の様子に応じて適宜内容を変更する可能性があることもご承知おきください。また、「ボランティア活動中」「作業中」の看板は必ず掲示してください。